

## 「生物多様性ひょうご戦略（案）」について

### 1 策定趣旨

- ・近年、開発や乱獲、人間活動の減少による里山等の荒廃、外来生物による生態系の攪乱など豊かな自然と生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行している。
- ・このため、コウノトリの野生復帰など、自然環境の保全・再生を図る取組を活発に展開してきた。
- ・しかし、生物多様性に関する目標や基本方針が共有されていないため、それぞれの取組が個別的な対応となったり、生態系の連続性を確保する視点が不足している。
- ・そこで、生物多様性に関する取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に的確に対応していくための総合的な指針となる「生物多様性ひょうご戦略」を策定する。

### 2 構成

第 1 章 戦略策定にあたって	第 5 章 戦略の理念と目標
第 2 章 生物多様性をとりまく情勢	第 6 章 行動計画
第 3 章 ひょうごの生物多様性	第 7 章 戦略の効果的推進
第 4 章 生物多様性の取組と課題	

### 3 期間

平成 42 年頃を展望しつつ、概ね 10 年間（平成 29 年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として 5 年ごとに見直しを行う。

### 4 特徴

- ・動植物の種類や生息状況や生息数の動向など、県が有する生物多様性の豊かさを詳述。
- ・コウノトリの野生復帰等、県の先導的な取組と NPO の多彩な活動実績をとりまとめ。
- ・県や市町のすべての事業において生物多様性の視点を取り入れるために、アドバイザーの設置や工法等の手引きとなる生物多様性配慮指針などの基盤整備を重点的に推進。
- ・NPO 等の活動をさらに充実・強化するために、NPO 等の交流や情報共有を図るネットワーク化を推進。

### 5 参考

（国の動き）

H19.11.27 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定

H20. 5.28 生物多様性基本法成立

第 13 条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下、「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

（他府県の動き）

千葉県と埼玉県が、H20.3 に各県版の生物多様性戦略策定。